

細則

公益社団法人大阪市獣医師会

公益社団法人大阪市獣医師会 細則

第1章 総則

(根拠)

第1条

公益社団法人大阪市獣医師会定款（以下「定款」という）第56条に基づきこの法人の運営細則を定める。

第2章 会員等

(会員区分と区分変更)

第2条

定款第5条第1項を次のとおり区分する。

(1) 正会員

① 開業会員

大阪市に診療施設を開設する獣医師及び準会員から区分変更を認められた獣医師

② 勤務会員

大阪市に勤務する公務員獣医師及び大阪市内の公的団体、研究施設、教育施設等に勤務する獣医師及び大阪市に居住する獣医師

(2) 準会員

正会員及び名誉会員が開設する診療施設に勤務する獣医師

(3) 賛助会員

① 団体会員

この法人の事業を賛助するために入会した団体

② 個人会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人

(4) 名誉会員

この法人に功労があって、総会において推薦された者又は、開業会員として20年以上在籍し、当該年度に80歳に達する獣医師

第3条

正会員は定款第17条による総会の通知を受けたときには、総会に出席して意見を述べ、議決に加わるものとする。

2 正会員が総会に欠席する場合は、書面で議決権を行使するか委任状を提出しなければならない。

(会員区分の変更)

第4条

準会員は、開業会員と同額の入会金を納入し、理事会の承認を経て開業会員になることができる。

(入会)

第5条

定款第6条第2項の入会基準を次のとおり定める。

- 2 この細則第2条第1項の会員区分の条件を満たすもの。
- 3 次の条件に抵触する者は、原則として入会できない。ただし、第5号は第2条第1項第3号の賛助会員には適用しない。
 - (1) 成年後見又は保佐開始の審判をうけている者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の事業を妨げ、目的に反する行為を行った前歴のある者
 - (4) 入会申込書に虚偽の記載をした者
 - (5) 動物の販売及び販売手数料を得ている者。なお、診療施設内で他の者が動物の販売を行っている場合も含む。

(入会日)

第6条

入会金及び会費の納入の日をもって入会日とする。

(除名)

第7条

入会後、虚偽の事実が判明した場合、その会員は除名をされることがある。

(入会金及び会費)

第8条

定款第7条第2項の入会金及び会費を次のとおり定める。

- (1) 入会金
 - ① 開業会員 100,000円
 - ② 勤務会員 10,000円
 - ③ 準会員 免除
 - ④ 賛助会員 30,000円
- (2) 会費
 - ① 開業会員 100,000円
 - ② 勤務会員 10,000円
 - ③ 準会員 10,000円
 - ④ 賛助会員 30,000円

- ⑤ 名誉会員　免　除
- 2 第1項第1号の勤務会員の入会金について、日本獣医師会会員の地方獣医師会からの移動の場合には免除するものとする。
 - 3 第1項第2号の開業会員の会費について、入会年度の会費はその年度の残余期間に応じた金額とする。
 - 4 第1項第2号の開業会員の会費について、平成28年度以前の入会会員は年会費80,000円とする。

(会費の納入)

第9条

年会費は、事業年度が始まってから3箇月以内に一括納入とする。

第3章　役員

(種類)

第10条

理事会は定款第4条の事業を推進するため必要な業務を分担し、定款第27条第1項に定める理事のうちから会長、副会長、及び専務理事を置くことができる。

(選任)

第11条

理事及び監事の選任は、総会で別に定める「役員選任規程」による。

(職務)

第12条

専務理事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この法人の財務を把握する
- (2) 総会において必要に応じて会計報告を行う

第13条

緊急を要する会務の処理については会長、副会長、及び専務理事にて決定し、理事会にこれを報告して承認を得なければならない。

第4章　支部会及び部会等

(支部会及び部会)

第14条

この法人には次に定める支部と勤務獣医師部会を設置する。

- (1) 第1支部 東淀川区、淀川区、西淀川区
- (2) 第2支部 北区、都島区、旭区、鶴見区、城東区

- (3) 第3支部 大正区、港区、浪速区、中央区、西区、福島区、此花区
 - (4) 第4支部 西成区、住之江区、住吉区
 - (5) 第5支部 阿倍野区、東住吉区、平野区
 - (6) 第6支部 東成区、生野区、天王寺区
 - (7) 勤務獣医師部会 大阪市全域
- 2 支部及び部会の新設統廃合等に関しては、理事会の決議を経て、総会で報告する。

第15条

この法人の正会員は支部あるいは部会に所属することとする。

- 2 開業会員は診療施設を開業する区の支部に所属する。
- 3 勤務会員は勤務獣医師部会に所属する。

(支部長及び部会長)

第16条

各支部及び部会には、支部長及び部会長を置く。但し、それらは理事及び理事会の責任と権限を侵すことがあってはならない。

- 2 支部長と部会長は各支部及び部会で選任し、理事会の承認を受ける。
- 3 会長は、隨時支部長及び部会長を招集することができる。
- 4 支部長及び部会長は、支部会及び部会において、理事会の決定事項を伝達し、会務の推進をはかる。
- 5 支部長及び部会長は、支部会及び部会での意見を聴取し、理事会に報告し、会務に反映させる。

第5章 委員会

(委員会)

第17条

理事会は定款第57条に基づき、必要に応じ各種委員会を設置し、委員長及び委員を任命することができる。但し、それらは理事及び理事会の責任と権限を侵すことがあってはならない。

- 2 委員の定数及び任期は理事会で定める。
- 3 委員長は必要に応じて理事会に出席し、自身が所属する委員会に関わる事項について発言することができる。

第18条

委員会担当理事は委員会に関わる事項について会議を開催することができる。但し、この会議において理事及び理事会の責任と権限を侵すことがあつてはならない。

第6章 資産及び会計

(備え付け帳簿及び書類)

第19条

この法人は、定款第58条に定める次の各号に掲げる帳簿及び書類等を事務所に備える。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記簿謄本
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び收支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 会計監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(現金の管理等)

第20条

現金は、理事会において指定した銀行に会の名義をもって預金するものとする。

第21条

経理の収入、支出は、すべて証憑書類により番号を附し、収入、支出伝票を作成し、会長、財務担当理事の認印を受け、所定の帳簿に記入する。

第7章弔慰金及び傷病見舞金

(弔慰金及び傷病見舞金)

第22条

弔慰金、見舞金に関し次のように定める。

- (1) 会員及び会員の配偶者に対し弔慰金を給付する
- (2) 近畿地区連合獣医師会及び関連団体に対し弔慰金を給付する
- (3) 不慮の災害、傷病等に対し見舞金を給付する

2 弔慰金は次のように定める

- (1) 会員 30,000円
- (2) 会員の配偶者 10,000円

- (3) 近畿地区連合獣医師会関連 理事会において決定する
 - (4) その他関連団体 理事会において決定する
- 3** 入院、自宅療養、公務による疾病、不慮の災害等で会員に傷病見舞金を給付する場合、理事会において決定する。
- 4** 第1項に要する経費および給付額を改廃するときは、理事会で決定する。

附 則

1. この規程は昭和56年11月15日より施行する。
2. 次の規程は昭和56年11月15日から廃止する。
 - (1) 社団法人 大阪市獣医師会内規定
 - (2) 社団法人 大阪市獣医師会入会事務に関する規定
 - (3) 大阪市獣医師会臨床会員共済規定
 - (4) 退会者に対するせん別規定
3. この規程は昭和59年 5月 4日一部改正した。
4. この規程は平成元年 5月 20日一部改正した。
5. この規程は平成16年 4月 1日一部改正した。
6. この細則は平成17年 4月 1日より施行する。
7. 次の規程は平成17年 4月 1日から廃止する。
 - (1) 社団法人 大阪市獣医師会内規定
8. この細則は平成18年 5月 28日一部改正した。
9. この細則は平成20年 5月 31日一部改正した。
10. この細則は平成20年11月29日一部改正した。
11. この細則は平成22年 6月 5日一部改正した。
12. この細則は平成23年 2月 27日一部改正した。
13. この細則は平成24年 2月 26日一部改正した。
14. この細則は平成25年 5月 11日一部改正した。
15. この細則は平成29年 6月 4日一部改正した。
16. この細則は令和元年 6月 2日一部改正した。
17. この細則は令和6年 3月 14日一部改正した。

公益社団法人大阪市獣医師会細則 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪市獣医師会（以下「会」という。）の役員に支給する役員報酬に関するることを会の定款（以下「定款」という。）第35条及び第56条2項に基づき定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

(役員)

第2条 この規程に基づき役員報酬等の支給を受ける者は、定款に定める役員とする。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、その役職に対する月俸として支給するものとする。

(役員報酬の額の決定)

第4条 役員報酬の額は、理事会において、役職別月俸額(案)を策定のうえ、次項の手続きを経てこれを決定しなければならない。

2. 会長は、前項の規程に基づき策定した役職別月俸額(案)の総計の1箇年分（役員報酬総額）を役員報酬の額として会の収支予算案に計上のうえ、当該収支予算案について、総会の承認を受けるものとする。
3. 前二項の手続きを経て決定した役員報酬の額は、この規程において、役職別月俸額（以下「定額」という。）として別表に明示するものとし、定額が前二項の手続きを経て改定されたときは、同様に同表を改正する。

(役員報酬の支給)

第5条 役員報酬は、在任する役員に対し、別表に定める定額を毎月末に支給する。

ただし、就任した日および退任した日に属する月は、これを一月として扱う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行わなければならない。
ただし、第4条第3項の規程に基づき別表を改正する場合を除く。

別 表

役員報酬の定額（役職別月俸額、第4条第3項関係）

役 職 名	役員報酬の定額
会 長	60,000円
副 会 長	30,000円
理 事	10,000円
監 事	10,000円
(注) 役員報酬の定額は、1人当りの月俸額を示す。	

各種手当ては、別途、細則で定めるものとする。